

建設水道常任委員会

平成26年3月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	建 設 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	関口 修
同 課 長 補 佐	井戸西 豊	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 下 水 道 課 長 補 佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 紀委員、小野委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、小野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第5号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課 長 それでは、議案第5号 平成25年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課 長 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に90万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ14億1,929万円にするものでございます。

補正の内容につきましては、奈良県の流域下水道事業の予算補正及び繰越明許が行われることに伴う、市町村負担金の補正でございます。

それでは、補正予算書 予算事項別明細書 7ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金 第1目 一般会計繰入金
第1節 一般会計繰入金の流域下水道事業費繰入金で、30万7千円の増額補正。

次に、第7款 町債 第1項 町債、第1目下水道事業債、第2節 流域下水道事業債で、60万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いします。

第2款 流域下水道費 第1項 流域下水道費 第1目 流域下水道事業費 流域下水道事業市町村負担金で、90万7千円を増額し、92万5千円に増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。

3ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます

第2款 流域下水道事業費、第1項 流域下水道費、事業名 流域下水道整備促進事業 金額371万6千円でございます。

流域下水道センター内の設備機器更新工事を、平成25年度の補正予算により実施され平成26年度に繰越しされることから、その市町村建設負担金を、平成26年度に繰越明許をお願いするものでございます。

次に、3ページの下段、第3表 地方債補正でございます。

町債の補正に伴い限度額を補正するものでございます。

起債の目的 2流域下水道事業、補正前830万円から、補正後890万円に限度額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(補正予算書 朗読)

下水道課長 以上、議案第5号 平成25年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。

何卒、原案通どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第15号、斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについてのご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 本議案につきましては、斑鳩町阿波3丁目及び興留10丁目地内の行政界に隣接します安堵町笠目地区につきましては、斑鳩町の公共下水道施設を利用することにより、効率的に公共下水道を利用できることから、地方自治法第244条の3、第2項の規定によりまして、斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民が利用し、同法同条第3項の規定に基づき斑鳩町

と安堵町の相互の議会の議決を経るものであります。

それでは、資料の1枚目をお願いいたします。安堵町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり定める協定書（案）についてご説明いたします。

第1条 目的及び区域を表示いたしております。

資料の2枚目をご覧ください。安堵町住民が利用する斑鳩町の下水道施設の位置といたしまして、図中黄色の丸印で示しております、図面上から斑鳩町阿波3丁目196番6地先、阿波3丁目186番2地先、阿波3丁目164番地先、阿波3丁目86番1地先、及び興留10丁目104番1地先に設ける斑鳩町公共下水道施設が対象となります。

また、斑鳩町の下水道施設を利用する安堵町の区域といたしまして、図中赤色で囲んでおります安堵町笠目519番地先から762番地先までが対象区域といたしております。それでは、資料の1枚目にお戻りください。

次に第2条（接続同意）につきましては、施設に流入させる接続行為に対して施設管理者が同意することと、接続行為にあたり、下水道法上の申請手続きを行うことを定義いたしております。

次に、第3条（維持管理）では、施設の維持管理及び修繕についての定義と、相手の施設に危害を加えた場合の費用の負担割合及び負担方法を協議して定めることと定義いたしております。

次に、第4条（水質基準）につきましては、流入させる下水は斑鳩町の条例に定める基準に適合させることを定義いたしております。

次に、第5条（使用料等の徴収）では、安堵町の住民は、安堵町の下水道条例に基づき、安堵町が下水道使用料を徴収することを定義いたしております。

次に、第6条（流域下水道市町村維持管理等負担金）では、下水道使用料に応じて県に支払います汚水処理費については、第5条と同様に、使用料を徴収した安堵町で負担することを定義いたしております。

最後に第7条（その他）でございますが、この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときはその都度、協議して定める

ものといたしております。

本協定書（案）を締結することによりまして、安堵町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり、斑鳩町施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用を行うものでございます

以上、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（3）認定第1号、町道認定についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、認定第1号、町道認定についてご説明申し上げます。
初めに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長

それでは、3月定例議会に上程をしております、町道認定につきましてご配布しております資料2によりましてご説明させていただきます。

今回の町道認定路線につきましては、開発道路の帰属による路線の4路線の認定をお願いするものです。お手元の資料につきましては、1枚目は認定路線の一覧表、2枚目は管内図に4路線の位置を示しています。また、3枚目以降はそれぞれの認定予定路線の概要を1路線ごとに示しています。

それでは、整理番号順に各路線のご説明をさせていただきます。

整理番号1番、町道193号線でございます。3枚目の管内図をご覧くださいでしょうか、斑鳩町法隆寺西3丁目1445番3先を起点といたしまして、同所1445番4先を終点といたします、延長20.4メートル、最大幅員10.7メートル、最少幅員6.0メートルで、都市計画法第29条によります開発道路として、斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

次に、整理番号2番、町道194号線でございます。4枚目の管内図をご覧くださいでしょうか、斑鳩町法隆寺西3丁目1249番3先を起点といたしまして、同所1249番10先を終点といたします、延長104.2メートル、最大幅員14.0メートル、最少幅員6.0メートルで、都市計画法第29条による開発道路として、斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

次に、整理番号3番、町道3016号線でございます。5枚目の管内図をご覧くださいでしょうか、斑鳩町興留5丁目581番19先を起点といたしまして、同所581番16先を終点といたします、延長60.2メートル、最大幅員14.2メートル、最小幅員6.0メートルで、都市計画法第29条による開発道路として、斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

次に、整理番号4番、町道3017号線でございます。6枚目の管内図に記載しております。斑鳩町法隆寺南2丁目629番3先を起点といたしまして、同所284番3先を終点といたします、延長145.8メートル、最大幅員19.7メートル、最小幅員6.0メートルで、これ

も都市計画法第29条によります開発道路として、斑鳩町に帰属を受けた道路でございます。

以上4路線を、3月定例議会に上程をしております、町道認定に附すべき路線4路線のご説明とさせていただきます。ご審査のうえ、認定賜りますよう宜しくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に下水道工事進捗状況について、でございます。

まず、町の主要な幹線管渠として、2月の事前委員会でご報告いたしました内容と変わりなく、各工事、順調に完了に向けて進めております。

次に面整備工事でございますが、同じく各工事、順調に完了に向けて進めているところでございます。現在、作業が残っている路線におきましても、舗装本復旧工事、及び後片付け等の雑工事でございます。

全ての工事におきまして、年度内に工事を完了し、事務作業を進めてまいります。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料3をご覧ください。平成26年2月末の接続申請受付総数は、事前委員会で報告いたしました1月末から12件を受け付け、平成25年度に入り180件となりました。申請受付総数は、2895件でございます。利用世帯総数は、3,289世帯となっております。

接続率につきましては、接続申請は増えておりますが、2月7日に工事が完了いたしました神南5丁目、阿波2丁目地内を供用開始いたしましたことから、供用人口が増えておりますので、事前委員会で報告しました接続率より0.5%減り、66.1%でございます。

次に、融資あっせん利用申請につきましては、新たに1件の申請がありましたことから、平成25年度に入り2件、総数は43件となっております。

なお、浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、事前委員会から変わっておりません。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関する事」につきまして、前回の委員会以降、特に報告させていただくことはございませんが、いかるがパークウェイの工事は、3月29日の稲葉車瀬区間の開通記念現地見学会に向けて鋭意工事が進められている状況でございます。なお、現地見学会でございますけれども、3月の広報とあわせてチラシを全戸に配布いたしまして住民の方々にも周知いたしております。委員皆様にもご案内いたしておりますとおり、午前10時からのオープニングとなりますのでご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、都市計画道路の整備促進に関する事についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 29日の開通式ですね、あれ、地元の自治会等には、どういう形で説明してくれはったんですか。

都市整備課長 地元の自治会長さんに対しましては、こういう開通記念があるということで、ご説明をさせていただきます、ご案内をさせていただきます。

木澤委員 時期的にはいつぐらいにしてもらったんでしょう。

都市整備課長 3月7日の日に。

木澤委員 特に地元の方、何もおっしゃってなかったですか。

都市整備課長 特にこの開催について、特段何もおっしゃっておりません。

木澤委員 そしたら結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 ③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございますが、これにつきましても、前回の事前委員会以降に報告させていただく事項はございませんのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これについては、新年度予算の中でも、北側の、東側の方ですね、整備については予算計上されていたと思うんですけども、西側の部分については、現在どういう状況になっているか、教えてもらえますかね。

都市整備課長 西側がどのようなになっているかということでございますけども、西側につきましても、非常に複雑な関係がございます、以前に地権者全員の方にですね、全員の合意なしに事業を進めることは反対であるというような署名等があって、町の方に要望されてきた経緯がございます、その中でも、特に代替地を条件としておられる方がありましてですね、適当な代替地がですね、なかなか条件的にクリアできないという状況になっておりまして、西側をですね、計画的に進めて行くという状況にはなっていないということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 観光・地域情報アプリケーションについて、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、各課報告事項1番目、観光・地域情報アプリケーションについて、ご説明させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

この度、観光振興の発展に向け、スマートフォンを利用した斑鳩町の名所や旧跡等の観光に関する情報を発信し、観光客の誘致を図り、地域経済の活性化につなげることを目的にアプリケーションを開発いたしました。

2ページをご覧くださいと思います。今回開発いたしましたアプリの特徴を説明させていただきます。

アプリ自体の特徴としましては、一つのアプリで「観光情報」と「防災情報」の二つを提供できるということでございます。これまで、先行しております自治体のアプリを見ておきますと「観光情報」は観光に特化したアプリで、「防災情報」は防災に特化したアプリで提供されておりました。

そこで、斑鳩町では、これらの二つの情報を一つのアプリで提供できるシステムとして、町内の方はもちろん、観光でお見えになっている方が、斑鳩町内で災害発生に際した場合にも、必要な情報を提供できるものいたしました。

このアプリの名称でございますが、恐れ入りますが、資料の表紙に戻っていただきまして、スマートフォンに親しみのある若年層の方は、言葉を略したりすることで自分なりに理解し、短かい言葉を好む傾向にあるなどを踏まえて、皆さんに親しみやすく、覚えやすい名称を検討しま

した結果、「I（あい）-斑鳩町観光・防災ナビ-」とさせていただきますました。

I（あい）には、様々な意味が込められておりまして、まずは、斑鳩町の「い」であります「I（あい）」、次に、自らアプリをすすめていくことから、「私」という意味の「I（あい）」でございます。また、情報を発信し、皆様を案内するということから「インフォメーション」の「I（あい）」、アプリを通じて想像上の斑鳩町を再現し、歴史に思いをはせるというところから「イマジネーション」の「I（あい）」でございます。

最後に、アプリをダウンロードした方が、斑鳩町を愛してくださるように、という願いを込めまして、「LOVE」の「愛」から、正式名称「I（あい）」という名前にいたしました。

2ページに戻っていただきまして、「I（あい）」のコンセプトといたしましては、「観光」、「防災」、「被災体験」の3つでございます。

1つ目の「観光」の特徴でございますが、「ゲーミフィケーション」という考え方の採用と、「斑鳩町への来訪の促進」の仕掛けづくりでございます。

「ゲーミフィケーション」についてでございますが、「斑鳩町に行く」という確固たる目的をもっておられない方でも、ゲームの要素を盛り込むことによって、楽しみながら知らず知らずのうちに斑鳩町の様々な情報を知っていただけるということでございます。

「斑鳩町への来訪の促進」につきましては、斑鳩町を訪問したくなるような仕掛けとして、このシミュレーションゲームを進め、完成させるには、斑鳩町内で最後の完成画面を開かなければ完成しない仕組みにしております。

次に、2つ目の「防災」の特徴でございますが、災害発生時に、アプリ取得者に本当に必要な情報を提供できる、という点でございます。

災害発生時の情報提供につきましては、アプリ取得者に、強制的に避難情報が提供できるほか、斑鳩町内で、アプリ取得者がいる場所から、指定の避難場所までの経路を表示できるシステムとなっております。

最後に3つ目の「被災体験」の特徴でございますが、東日本大震災のノウハウを反映した、ということでございます。

「防災」と「被災体験」のシステムを開発いたしましたのが、岩手県大槌町にあります「一般社団法人 K A I O T S U C H I」という団体でありまして、この団体が、少しでも東日本大震災を風化させないように、自らの体験を基に、災害に対する心構えや事前準備、起こってしまった時の対応策等の情報を、被災者から実際に聞き取り調査をし、取りまとめられた貴重な情報を提供することによって災害に備えていただくというものでございます。次に、3ページをご覧ください。

「アプリのメイン機能」を順にご説明いたします。「I（あい）」は大きく、5つの機能に分類されます。

一つ目は、「斑鳩町歴史まちづくり」で、飛鳥時代から現代までの斑鳩町をシミュレーションゲーム形式で再現していくものです。

二つ目が、「名所・旧跡・イベント紹介」で、斑鳩町内の名所、旧跡、観光スポットや飲食店情報、町内の社寺や町の行事等についての紹介ページです。

三つ目が、「斑鳩の里 電子書籍」として、既存の紙媒体の観光パンフレット等をスマートフォンで閲覧できるものです。

四つ目が、「避難所ナビゲーション」で、災害発生時に避難所までの経路等を表示するほか、災害への備えや震災ノウハウを掲載しております。

最後が斑鳩町ホームページへのリンクとなっております。4ページをご覧ください。

先ほど概要にてご説明いたしましたが、「I（あい）」の、観光機能の主なものは「斑鳩町歴史まちづくりシミュレーションゲーム」でございます。

これは、斑鳩町内の名所、旧跡や観光スポットとなる社寺や古墳、例えば、法隆寺や中宮寺、龍田神社や藤ノ木古墳を、アプリ取得者自らゲームの中で作成し、建てる過程で楽しみながら歴史を学んでいただくものでございます。

例として、下部には、法隆寺の作成過程を表示しております。何も無い状態のところから、金堂を建てたり、西円堂を建てたり、南大門を建てたりしていき、実際の法隆寺の建設過程に沿って建物を建て、それにまつわる歴史を学んでいただき、最終段階で法隆寺が完成となるような仕組みでございます。

また、このシミュレーションゲームを完成させるためには、実際に斑鳩町を訪れなければ、法隆寺の建設の最終段階に至らないという仕組みになっており、完成させた方には、3ヶ月に一度、5人の方に、例えば柿やぶどう、斑鳩町の特産品等をプレゼントいたします。シミュレーションゲームを完成させますと、応募用の画面となりますので、そこから応募していただき、抽選で当選者を決めます。次に5ページをご覧ください。

「斑鳩町歴史まちづくりシミュレーションゲーム」では、まちづくりを楽しむだけでなく、建設過程の建物の歴史を学んだり、シミュレーションゲームを進めると少しずつ見ることができる斑鳩町の歴史年表により斑鳩町の歴史を紹介しており、様々な形で斑鳩町の歴史・文化に触れ、少しずつ斑鳩町について刷り込んでいくことで知識を深めていただきます。

また、このシミュレーションゲームは、スマートフォンの中で行うものですが、このアプリには、ARマーカーという平面画像を立体的に見ることができる技術が搭載されており、既存の紙ベースの観光パンフレットにスマートフォンをかざすことにより、自分が作成している町並みを立体的に見ることができ、自分だけのシミュレーションゲームの世界を「3D」で楽しむことができる工夫がなされております。

次に6ページをご覧ください。

「名所・旧跡・イベント掲載機能」は、斑鳩町内の名所・旧跡、観光スポットや飲食店情報、町内の社寺や町の行事等についての紹介ページで、直接、社寺や行事等の観光情報を入手したい方のために、一般的な写真と文字による観光情報も提供しております。また、この画面からは、斑鳩町にお見えになった方が、現在地から、目的地までの経路を表示す

ることができる機能を備えております。次に、7ページでございます。

こちらは、「電子書籍機能」として、既存の紙媒体の観光パンフレット等をスマートフォンで閲覧できるため、わざわざ紙ベースのパンフレットを入手しなくとも、様々な観光情報の入手が可能となっております。

次に、8ページの「防災機能」をご覧いただきたいと思います。

斑鳩町にて指定しております避難所は21カ所ございまして、これらの情報は、インターネットはもちろん、広報への掲載や町内の案内標識等により広く周知しているところでございます。

しかし、外出先で災害が発生した場合や観光客の方は、避難所をご存知ないと考えられます。このため、「避難所ナビ案内」では、アプリをもっておられる方を避難所まで誘導できるように設計されており、町内の指定避難所を提示の上、指定避難所までの経路を表示いたします。なお、この機能は、オフラインの状態でも避難所への方角を指し示すように設計されております。

また、東日本大震災の経験をふまえた災害対応のためのノウハウを掲載しており、減災にむけた役立つ情報を提供しております。

次に、9ページでございます。

こちらでは、「プッシュメール通知機能」をご説明いたします。

これは、アプリ取得者が「I（あい）」のページを見ていない時であっても、斑鳩町から強制的に情報を発信する機能で、スマートフォンの画面上に受信した情報を表示することが可能でございます。

このため、災害発生時に、斑鳩町からの緊急情報を提供したり、観光に関する情報やイベントに関する情報を強制的に提供できることから、観光情報だけでなく斑鳩町全体のPRの促進にもつながると考えられます。

続いて、10ページでございます。「斑鳩町のホームページへの案内」についてです。

スマートフォンから斑鳩町のホームページが閲覧できるため、必要な手続きや行政情報を入手することができます。

また、斑鳩町のマスコットキャラクターでありますパゴちゃんの情報

につきましてもインフォメーションから確認することができ、パゴちゃん
のPRにも繋げていきたいと思っております。

最後に、11ページをご覧いただきたいと思えます。

フェイスブックのページを設けております。フェイスブックは、イン
ターネット上で双方向で交流することができるサービスで、世界最大の
交流サイトでございます。仮にAさんという方が、「I（あい）」のフ
ェイスブックに斑鳩町でのイベント情報を投稿しますと、フェイスブッ
クを見ているBさんがその情報を入手することができます。そこでBさ
んはAさんにイベントの質問をしたり、意見を述べたりと双方向のやり
取りが可能となります。このため、斑鳩町としては、フェイスブックへ
の情報の掲載だけで、通常よりも広い範囲に情報提供ができ、PR効果
も大きくなることが考えられます。

以上で、「I（あい）-斑鳩町観光・防災ナビ-」についてのご説明と
させていただきます。

なお、この「I（あい）」につきましては、3月24日（月）に報道
各社に対して、記者発表を行ったうえで、4月1日（火）よりダウンロ
ードを開始する予定でございます。

以上で、各課報告事項1番、観光・地域情報アプリケーションについ
てのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ものすごくいいのができたなと思います。これね、きちっと活用して
いただければ、ものすごく、なんて言うんですかね、情報発信だけじゃ
なくて、いろいろまあ、本当に斑鳩に関心を持ってもらえるものになる
なというふうに思うんですけども、きちっと活用してもらえるようにし
ていくというのがまず大事だというふうに思うんです。これの管理の体
制等ですね、当然職員さんでやっていくのは難しいでしょうから、どっ
かの民間の方に委託して、管理をしていただくということになるんでし

ようけども、その辺の体制というのはどんなふうになってますか。

観光産業
課長 今後の維持管理というか、維持でございますが、維持管理費として、年間30万円程度は必要になってきます。それはアプリを維持するための専用にサーバー代、情報の更新や、緊急時の対応ということで、30万円の維持管理費が必要です。

木澤委員 災害時の情報とか、今、旬の企画とか、イベントをね、やはり情報発信していくということなんで、結構更新も大変かなと思ったんですけども、30万円でいけるんですね。それはね、30万円でいけるんだったら、非常に安いかなというふうに思うんですけども、その辺の、こちらの情報発信をしていく側の、職員さんの体制ですね、これは連携というのはどんなふうにしてはるんですか。

観光産業
課長 例えば災害時、町のイベント等は職員、担当課で行います。その30万円というのはサーバー代という形で、そういう形です。

木澤委員 ほな、基本的には職員さんがパソコンで打ち込んで、情報等は発信していくと。このアプリの活用についての、なんか特殊チームみたいなん、そんなのはつくってはるんですか。

観光産業
課長 チームはつくっておりませんが、観光産業課が主体となって、当然広報担当課、他のイベントをする課とかと連携をしていきます。

木澤委員 もちろん、個々での課等での、情報発信なんかも必要でしょうけど、やっぱりそういう情報の認識を共有していくっていうことはね、非常にこのアプリケーションの活用については重要かなというふうに思うんで、その辺のところは、横の連携どう取るのか、また運用しながらでも考えていただきたいなというのと、あと、フェイスブックなんかで、利用者さん同士の情報交換ができるということ、これもいいんです

けども、町に対していろいろこの情報を受け取った人たちの声を返してもらっていうんですかね、そういうシステムなんかってというのは、このアプリの中ではどんなふうになっているんでしょうか。

委員長 課長いけますか。

観光産業
課長 製作者にまた聞かせていただいて、またお答えさせていただきます。

木澤委員 全国的にもこうしてつくっているところ、まだまだ少ないと思うんです。よそでもいろんな情報発信のツールとして、自分のところでつくって使ってはるようなところも、やっぱりそこからどんどん利用しやすいようにということで、声を集めて積み重ねていっているという、そういうのが、この活用については非常に大事だなというふうに思いますんで、また詳しい細かいところっていうんですかね、そういうのも、勉強会なんか職員さんの中でやっていただいてですね、やっぱりこれはきちっと活用していけば、非常に有効なツールになると思いますんで、よろしく願いしておきます。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、職員の研修ですけども、これは当然それは一番最前線の、最新の機能を備えておりますので、各課、当然これを利用しないと意味がないので、当然これにつきましては、勉強させていただいて、年に何度か、定期的に勉強する必要があると考えております。それと、利用者からの意見ですけども、アプリに直接繋ぐんじゃなくて、やはり町の方にメールがございまして、おそらくそのメールで意見を言っていたかということを考えております。もし意見がありましたら、今までと一緒にですけども、メールでいろんな意見があった場合には、メール発信者にご丁寧にご回答させていただきますんで、遺漏のないようやっていきたいと

思います。

木澤委員　今の副町長のやつやと、たぶんホームページにアクセスして、そこで各課に対して意見出せるよという、まあそこでアクセスしてほしいということなんですけど、なかなかそこまで行って声くれるかなっていうのが、ちょっと心配なところもありますんでね、だから、各項目ごととかで、自分がおこした操作等、また行動等に対してどうですかみたいだね、なんて言うのかな、意見送りやすいようなアプリにできるんやったらね、その方がやっぱりものすごい、これ充実していけると思いますんで、また、その辺も業者とちょっと相談してもらえますか。

委員長　他にございませんでしょうか。　中川委員。

中川委員　このソフトの製作費用ってどれぐらいかかっていますの。

観光産業課長　2, 0 2 1 万 5, 5 6 3 円でございます。これは奈良県の緊急雇用創出企業補助金を100%で活用させていただいております。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　ないようですので、次に、(2) 議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。

川端建設課長

建設課長　それでは、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)の内、当委員会所管に関することにつきまして、一括して説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入でござ

います。

第14款 国庫補助金といたしまして、国の第1号補正予算の活用を図り、前倒しして実施する事業に関する増額補正でございます。

まず、土木費国庫補助金では社会資本整備総合交付金で、道路法面の補修に必要な設計及び工事、また、橋りょう長寿命化計画に基づく設計と補修工事などの実施に関するもので、第5目土木費国庫補助金 第1節 道路橋りょう費補助金で2,750万円の増額補正をお願いしております。

次10ページでございますが、第17款 第1目寄付金では 第3節 都市計画寄付金として自然景観の保全と活用および、風景・景観の形成に2万円、また、第6節 商工費寄付金として産業振興に1万円のご寄付をいただいております。

次に11ページ、第21款 町債で第3目 土木債、第2節 道路橋りょう環境整備事業債で、道路法面の補修および橋りょう補修事業のための財源措置として2,220万円の増額補正をお願いするものであります。

次に 13ページをご覧くださいませでしょうか。

先ず、第6款 商工費 第2目 商工業振興費では、指定寄付金の追加による財源振り替えとして一般財源で1万円の減額をお願いしております。

次に第7款 土木費 第2目 公共下水道費では、流域下水道事業費繰出金で30万7千円の増額をお願いしております。

次に第7目 景観保全対策事業費では指定寄付金の増による財源振替で2万円の減額をお願いしております。

また、第9目 法隆寺線整備事業費として、残っておりました1件の事業用地の買収等に要する費用として、設計・測量・登記委託料補償補填及び賠償金や都市計画道路の一部の整備および中央公民館敷地を代替地として提供することに伴う既存の防火水槽の移設工事、また、国道からの進入路の変更に伴う階段施設等の改築等に要する工事請負費など9,464万円の増額をお願いするものであります。

次に4ページにお戻りいただきまして、第2表 繰越明許費の追加で
ございます。

国の第1号補正の活用を図るため前倒しして実施するなどのため、年
度内に執行することが難しい事業があることから、第7款土木費のうち、
第2項 道路橋りょう費で、道路環境整備事業で2,220万円、橋梁
環境整備事業で2,800万円、及びいかるがパークウェイに関連する
道路整備事業で、国道事業との取り合い等の調整の結果年度内に工事施
工が難しい町道について次年度に繰越して執行することとし、道路新設
改良事業で851万円を繰越させていただくこととしております。

また、第4項 都市計画費で 法隆寺線整備事業は、次年度において
執行することとなり、9,627万7千円の繰越をお願いするものであ
ります。

道路橋りょう費で道路環境の整備事業の1,280万円は次年度に繰
り越して執行させていただくことになります。

以上、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）
についての、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはありませんか。

観光産業 1点だけございます。

課長 先月の2月14日の大雪による農業用施設等の被災状況について報告
させていただきます。

被災につきましては、被災者からの役場への相談や各地区の農業委員
による被災状況調査により、取り纏めができましたので本日の報告とな
りました。

被災状況でございますが、三井地区、稲葉地区、神南地区において、

ビニールハウス、ぶどう棚、梨棚等の崩壊及び一部倒壊など合計8件の被災を確認いたしました。

被災を受けた農業者においては、役場より直接連絡をとり今後の復旧方法や国の補助金等の情報提供を行っているところでございます。

今後は、国の支援事業を活用しながら被災農業者の負担が少なくなるよう、国・県・農業者と協議しながら対策を進めてまいりたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

委員長 ただいま報告がありましたことにつきまして、何か質疑があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、災害に対しての復旧ですね、ということで、たぶん特別交付税かなんかでの対応になっていくのかなというふうに思うんですけども、国のほうっていうのは、どれぐらい負担してくれるんですか。

観光産業課長 現時点で、この支援については、被災農業者向け経営体育成支援事業の中で50%の補助率となっております。

木澤委員 今、件数については、報告いただきましたけども、被害の額については、今の時点で分かっているのでしょうか。

観光産業課長 まだ被害の額はわかりません。ただ、被害の状況、面積等はわかっておりますが、それはそれぞれ農業者の方が見積もり等で、それからこちらが把握するということになってきます。。

木澤委員 先ほど課長のほうで、被害を受けられた方と国等との連携とで相談しながらと対応していくとおっしゃっていただいておりますので、これからの取り組みであるかなと思うんですけども、一刻も早くもとの状態に戻るように町の方も努力していただきたいというふうに思います。

委員長

小城町長。

町長

これは県が取り纏めをされて、国へあげられますから、県議会の中でもそういう質問がございまして、今、県が鋭意努力をしながら被害状況等について、調査をして取り纏めて、そして国へあげる、一番大きなやつは激甚災という法律がありますけども、あれが指定された8割ですけどおそらく50%、県が取り纏めて一括して国へあげるということでございます。

委員長

他に理事者のほうから。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

国道25号歩道設置事業につきまして、国の方から情報提供受けましたので、ご報告させていただきますと、龍田地区の歩道設置事業のうち、龍田大橋東詰において、歩道の暫定整備工事が行われていた区間がございまして、その区間約70mにおいて4月以降において、完成形の歩道整備をする工事が実施されるということを知っておりますので報告させていただきます、以上でございます。

委員長

今、報告がありましたことについて、何か質疑等ございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等ありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員

今、アプリの報告ありましたけどね、観光客を誘致するソフトを製作していただいたわけですが、その観光の目玉となる法隆寺さんの南側の、これ、県道に当たると思うんですが、石畳の、ちぐはぐして傷んでいる、

けつまずいて転倒されている方が何名かおられるということなんですが、担当課の方に、今週の月曜日に申し入れしたんですが、その点について県の考え方についてお聞きしておられたらお聞かせいただきたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 奈良県郡山土木事務所の方と現場等立会いを行いまして、調整をさせてもらいました。今、現状的にはとにかくイベントが、22日から法隆寺の方、会式会というのがありますんで、それまでには部分的な改良になると思いますねんけど、暫定的に整備をさせてもらうという返事をいただいております。その後、具体的な、本格的な、かなり古くなってきてますんで、傷んでいることもありますんで、この本格的な整備の方はね、郡山土木、奈良県とも協議を進めて詰めていきたいということで、それに関しての話を受けてくださいという話で、今後、次年度にも協議しようということになっております。

中川委員 たびたび修繕というか、手直ししていただいているみたいなんで、路盤自体を改良していただいて、まず傷まないような、斑鳩町の町営駐車場の入り口やったら全然傷んでないんでね、ああいうふうな感じで路盤自体を改良していただいて、今後あまり傷みのないような歩道に仕上げていただきたいと、そのようにお願いしておきたいと思います。それともう1点、引き続いて水道なんですけどね、漏水の免除ってありますよね、あれはなんか基準ってあるんですかね。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道 漏水認定の基準は持っております。

部長

中川委員 例えば、月平均1万円のおうちが3万円が2ヶ月ぐらい続いて、今、

計算しやすいように例えばの話なんですが、1万円平均のおうちが3万、3万ときた場合はどのような計算になるんでしょう。

上下水道
部長 ボリュームをランク付けしておりまして、そのボリュームで漏水の減免額が確定いたしますので、単純には説明できませんので、申し訳ないです。

委員長 部長詳しく、単純に説明できないと言われましたけども、もうちょっとわかりやすく、分かる範囲でいいですけども。

上下水道
部長 一応例えば、漏水量が平均水量以下の水量の場合、その2分の1とか、漏水量が平均水量を超え、平均水量の2倍以下の部分の水量については、その3分の2、それから漏水量が平均水量の2倍を超えて平均水量の3倍以下の部分の水量については、その4分の3とか、そういう基準を設けております、それぞれにあてはめて計算してまいりますので、だいたいこれ、ざっくりとの計算になりますけども、今、3万ぐらいでしたらどれぐらいになるかということでしたら、1万ぐらいが減免ですかね、認定になると思います。

中川委員 そしたら平均1万円のおうちが3万になったら、2万円集金するということですか。

上下水道
部長 そういうことでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 平成26年度予算の中でね、土地改良施設維持管理費適正化につきまして、老朽化した峨瀬井堰の改修工事を行ってまいりますと、その費用として770万円を計上しておりますということなんですけども、峨瀬井堰の所有者っていうのは、これは町になるわけですか、あるいは水

利組合になるわけですか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 峨瀬井堰につきましては、基本的には峨瀬井堰管理組合というのが管理運営をさせていただいてますので、その管理委員会につきましては、4 水利組合、稲葉車瀬の西井手、東井手、龍田河川、そして守谷池その4 組合の役員さんをもって、峨瀬井堰管理組合というのを運営されております。

木田委員 その設置された時にね、井堰の補償金として何千万かもろてはると思いますねんけど、それは実際にもらってはったんか、もろてはるという情報が流れているのか、それちょっとわからへんけども、それはどういうふうになってんのかなというふうに思います、それ一応そういう補償金としてもらってはったらやっぱり、そこからの修繕費とかそんなん出していくべきではないかなというふうに思いますねんけども、それはどうなんですかな。

委員長 小城町長。

町 長 その当時はとにかく、補償金というものは、峨瀬井堰は耕地面積で全部わけてます。ただ三室井堰はそれを残してます、その違いがありますけども、だから峨瀬井堰の関係等についても、昨今出てくるのはやっぱり耕地面積の方々が、そういうやっぱりこれからお金を出していかなかつたらできませんよという提案はされるけども、いざ出すとなつたらなかなかそう簡単にはいかない、分かりましたという方はほとんどいない、そういう現状ですから、30年前とかそういうところに、補償ですね、そういうことで水をあげるときに、そういう井堰をつくったということですから、いろんな経過がありますから、こういう、やっぱり私はいつも問題になるのは、その時の解決として10年、20年、必ず問題起こっ

てきます。そしてまた世代が変わってきます。そしたらなおさらわかりにくくなりますから、そういう点については、峨瀬井堰とか三室井堰の関係等については、組合長は私になってますけども、組合長もできれば外してほしいということでなんべんも言うんですけども、一応そういう関係がございますから、今、峨瀬井堰はそういう状況でございます。

委員長 川端建設課長。

建設課長 今回と適正化事業につきましては、国、県の補助金をいただきまして、地元負担金は各水利組合が出し合って、地元負担金を徴収されます。そういう形で修理工事を行うことになっております。

木田委員 その修理っていうのがね、どういうふうな修理しはんのかね、今までから風船っちゅうんか、なんやから必ずパンクしたみたいになって、2、3回修理してはると思いますねんけども、今度は770万ちゅう、この何はどういうふうな修理しはんんですかな。

建設課長 今回の補修工事は主にはポンプ設備です。2機、大きな機械ありますんで、そのポンプ施設の補修、それと部分的な排水管とかの部分的な補修はありますけども、ほとんどはポンプの補修になります。

木田委員 1級河川ということでね、それとそれに水利を利用している4水利組合っていうんですか、耕地面積というのはかなり広いと思いますねんけどもね、これ仮に、三代川にも、新家のところにあれも一級河川のところに新家のところにも風船ダム1個ありますわな、それと幸前のほうにも、秋葉川のところにもゲート式の水門が1件ありますねんけども、それらに仮についてでっせ、そういうなんか、幸前のなんか下から洩ってきてるとかいうような話してはるねんけども、そういうふうな何なってきた場合に、本体は関係する水利組合のほうで修理するのかね、あるいはそれに関係するポンプなんかは、そないして町の方でしてあげるのか、

その辺の区別っちゅうのは、それはどういうふうな何になってますのかな。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 今回の補修等は町の土地改良事業で地元負担が2分の1、町が2分の1の補償でやっています。

木田委員 そしたら幸前の場合でも今言っはるのでは、下から漏れるからそれを修理したいと、水利組合の人はそう言っはるねんけども、仮にそれを修理するとなったら、町の方が2分の1と地元の水利組合が2分の1ということによろしいんですかな。

観光産業課長 それで結構です。ただ、金額が高かったら国の補助、県の補助もできるかもわかりません。

委員長 他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 以前ちょっと駅から、駅の法隆寺から南の方で三代川沿いの堤塘敷の町道ですかね、その西側で民間の開発があつて、そこらを通学路にもなっているから、修理できないかというような、同僚議員の一般質問から、私もこの委員会でも、どうしたらできるのかということで、いろいろ話もさせてもらいましたが、その後、現場には行ってないんですが、その後どういう具合に、例えばあの時に議論されたのは、管理区域っていうんですか、町道としての管理区域の入るのでとか、それを広げなければいけないとか、また民間が借りているというところもあるとか、そういうことを整理しなければいけないというようなこともおっしゃっていたと思うんですが、その後どういう具合に進められているのか、お聞きします。

委員長

川端建設課長。

建設課長

委員のおっしゃられる、駅前から三代川沿いに、大和川に抜ける、町道308号線でございます。ちょうどマンション、南側にマンションがあります、その西側の、右岸の道路部分であります。この町道沿いの隣接の土地が造成されまして、それが凸凹になり雨の時などが水が溜まる状況となってきました。この道路は通学路にもなっていますので、なんとかできないかなと要望があつて、整理に向けて検討させていただきました。またこの道路は、6m計画道となっております。南側から整備を進めてまいった経緯もありますので、この際に地権者の方に協力を打診し、協議を行ってまいりました。しかし、土地の形状もあると思いますねんけど、協力については現在のところ難しい状況と思われまます。ただまあ時間も経っておりますので、河川管理者、県との協議を行いながらできる範囲の整備を次年度早々にはやっていきたいという考えであります。

小野委員

6m計画道路があるからということで、6mでしたら隣地の協力が必要だと、たぶんそうなる、6mだいぶ広いですからね、そのことも課長おっしゃっているのかなと思いますけどもね、以前からね、6m計画道路あるから、もう広がる要素がないんですよ、家がもう建ちこんできたりね、あそこはまだ家が建ってくる前ですからね、だけど、そういうことで今の現状を改良できないとかね、私はあの場所についてはね、町道として、堤塘敷の一部を占用させてもらっているんだという、そういう感覚で308号線として認定しているんだと思いますけどもね、それが、その当時の幅で認定してあるから、そして法面も少し、法面ですから占用してなかった。それもやはり町がね占用したら済むことですから、その手続きをしなければいけないのか、私はもう同じところですから堤塘敷の下までと、現在は上へあがってきてますけど、そこまでは町道だと、まして6mの計画道路があるんだしたら、それが308号線ですかその幅員が4mから5mに変わったということで、また、町道認定

出されて議会が了承すればそれはそれで済むことではないかなと、そういうようなことを前向きにやってもらってね、民有地までいけたら一番理想ですねんけどもね、その前後、北南は、例えば建っているしね、それは無理な話じゃないのかなと思いますので、その区間だけでも、そして住民が通りやすいように、なんとかやってもらいたいと、そのように思います。続けて言っていいですか。

委員長 はいどうぞ。

小野委員 私、先日の一般質問で、龍田地区の地域交流館の設置場所について、地元から要望あがってる地域交流館の建設を前向きにとらまえてやってほしいと、いろんな要素もありますし、ただ、その現在高塚町の町営住宅があって、1件の方が利用されている、あの時もいろいろ話させてもらいましたけども、その方と今、交渉している、それで普通財産にすべてがなって、またその方が町営住宅の南側に土地をお持ちであって、地域交流館に全部やってしまったら、いろいろ通行のこともあるやろうし、また、違う民間の土地もあるというように聞いておるんですけども、そのことは担当の総務の方でいろいろ交渉もしてもらっているんだと思いますが、まず、現在お住まいの方に、立ち退いてもらって、用途廃止して、普通財産に変更する必要があるということで、まあ、総務課からの方の回答でしたけども、協議しているということで、一般質問では終わってます。それで、その担当として建設課になるんだと思いますが、現在、全体的に総務の方では、地元要望を受け入れる方向で動いておられるということやし、その前段として建設課のほうでも、用途廃止に向けて、どのような協議で、どのように進んでいるのか、まあ、見込みですね、交渉ごとですから、なかなか難しいんだということもわかりますし、ただ、それが解決しなかったら、龍田の地区での、要望、地区全体での要望として、協議されて確認されてこちらへ持ってこられていることができなくなってくる、なかなかそれができないと、役員会でも話してますからね、こちらとしては町営住宅、その方がおられるから

できないということになったら、やはりいろんな今後のことも、いろんなことが出てくると思いますんで、できるだけ速やかに話をまとめてもらいたい、でないとなんぼあつたかちょっとあれですけども、ほとんどというか、その1戸だけが残っている、だから普通財産に全体が持っていけないという形ですのでね、そういう状態になって何年ということになってくるし、まあ、これはもう早急に対処してもらいたいと思うんですが、今どんな状態にあつて、見込みとしてどうなのか、そのことによってまた総務委員会で用意せないといけないこととか、あとのこともいろいろ整理して相談させてもらいたいなと思いますんでね、現時点で1軒残っている方はどういう意向で、どういう具合にして、借りておられるといたらおかしいですが、契約をそのままにして住んでおられるのかね、それらのことについてちょっと説明してくれますか。

委員長 小城町長。

町長 これはまあ、高塚町でもうだいぶ前に、町営住宅の空き地のところで公民館を建設をしたという経過もございましてね、その中で高塚町の町営住宅が空いているやないかという中で、しかしまあ現実には1軒が残っているということからですね、その場所を整地をしてとりあえずゲートボールができるような高塚町、北庄あたりでできるような交流の場をつくってほしいという要望がございまして、その時からずっとその方ですね、できれば早く別の場所を提供しながらですね、と言ってますものの、なかなか解決に至らないという現状でございまして。職員もあるいはそういう点では努力をしておりますけども、最終的にはやっぱりその方がまだ代わっていただけないという状況でございましてから、そこらは十分整理をしていかなかったら、後々問題になる場合もございましてからね、慎重に扱っていかなくてはならないと思っております。

小野委員

町長、口出ししてもらわなくてもかまへん。そんなことは十分わかってますねん、やはりね、高塚町の町営住宅というのは、町全体の公営住宅としては廃止するという方針で打ち出してきて、ストック計画に基づいて集合住宅を建ててきている。なかなかいろんな事情で立ち退きできないんだと、代わることはできないんだと、あの工事は全部建て替え工事として補助金をうけてやっているんですから、だから、表現はちょっと悪いと思いますけども、居座られているという感じを持ってほしいんです。それはなぜかといったら、町の計画、公営住宅の計画でそういう集合住宅に全部変えてしまおうという、これはそのことによってやっているんです。今、お聞きしたら、高塚町の公民館を建てる時分からとか、そういう、だいぶ前からその方は1軒だけ頑張っておられるというんかな、そんな状態やからね、なかなかそのことを守っていくということと、今回はね、地域交流館の10ヵ年計画に基づいてね、龍田の地区がね、総意をもってあの場所ということで、決議しておるんですよ、総会って言うか役員会で、やってきてそれで要望を出してきている、ということは龍田地区のほうではここで建てますよと、ただ、ここに1軒住んでおられるから、それは龍田地区の住民だと思いますけどもね、もちろんね、だけど、そういう状態が長引けば長引くほど、やはりいろんなこともおきてきますので、そしたら今の町長の説明でしたらね、以前と同じようなことで、協議してますって言って、一般質問で言ってもらっているけど、何も進んでないということで解釈せなあかん、だけど、総務の方ではあそこに地域交流館を建てていこうという前向きな姿勢を示しておられるんです、それは、新しく別の土地を確保するより、やはり監査委員も申し上げているように、今現在遊休土地じゃないですけども、遊休土地になりそうな土地を、そして活用すれば、財政的にも新たに購入する経費もいりませんので、それらを活用してそういう箱物、地域交流館、コミュニティ場というもので、それを地元からの要望としてあがってきているんだからね、それは積極的に受け入れるべきだし、いい話です。そこが1つネックがあるね、今、町長おっしゃるように、まだ1軒残っている、そしたらね、これ1軒残っているからね、総務の方で進め

るということを中止してください。でないとそのために地域交流館が建たないというような結果になってくるんです。昨年候補地としてあげられた、私は、知り合いです、私の先輩ですので、だけど最初は皆で協力しようということでしたけども、だめでした。そのことで私はすぐ電話したけどもね、考えてくれと、こんな計算、私自身も計算が甘かった。相続猶予という期間、それとかのことで甘かっただから申し訳ないけども、このことは破談にするということになってきて、その方がオッケーと言ってくれたら地域交流館建ってったんだという、そういう感じですね、その時はね、だけどその方もだいぶ悪いなど、地域に対して悪いなど、今回、それから町営住宅、しかも一般質問では協議してます、実際地域交流館ということで今度はそういうことになってきて、そして立ち退いてもらわなくてはいけないということ、そしたらその話があるから何回ぐらい交渉にいらってますか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 1軒住んでおられる方につきましては、先月にも1回会って、この3月にももう1回会うような形で進めております。先月の時には斑鳩町の町営住宅の移転ですわね、部屋を空けているということと、移転の条件等を示しまして、これをどう感じてもらうかということで、また3月にある程度の返事をもらおうと思っております。まあ、ある程度、全然あかんということとは、まだ言っておられませんので、今後また進めたいと思っております。

小野委員 町長心配せんでも、担当課動いてますので、ぜひ速やかに話ができるようお願いしておきます。まあ、できるだけ来年度にでもですね、できるんだという形をね、見せてもらいたいなど、そのように思いますので、担当課としてはだいぶ、以前からの、そうした、今、町長がおっしゃったように、何回も先輩の担当のものがやったけども、だめだったから、町長はね、しんどいだろうということは思ってはるけどもね、やは

り皆のためやということで、精力的に動いてもらいたいし、条件もいろいろなことを出してこられるんだと思いますけどもね、できるだけ・・・のないような形でも、私はできるんじゃないかなと、ある程度のことは聞いてますのでね、ぜひとも頑張ってもらいたいとこのように思います、結構です。

(な し)

委員長

他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2 時 5 6 分 閉会)